阿見町鳥獣被害防止施設整備促進事業に係るＱ＆Ａ

Ｑ１　電気柵や金網等のメーカー指定はあるか？
市販品について、メーカー等の指定はありません。ただし、対象鳥獣に合わせた仕様の機器を選定し購入していただく必要があります。 【電気柵の例】 アライグマ・ハクビシン用…電気線４段張仕様　イノシシ用…電気線２段張仕様　等 なお、購入時には、自身が計画する設置総延長（圃場外周）を満たす長さの柵を購入してください。購入資機材では計画を満たせない可能性がある場合は、町から確認させていただく場合もありますのでご了承ください。
Ｑ２　部品を購入して電気柵を自作してもよいか？
電気柵の自作に関しては、電気事業法等に係る安全対策の観点などから、申請前に設計書などを持参のうえ町に相談ください。
Ｑ３　「被害対象鳥獣に応じた仕様」の明示はあるか？
防鳥ネットについては【目合：30㎜以下、1,000デニール以上】という指定がありますが、それ以外については明示していません。機器制作メーカー等が提示する対象鳥獣範囲等を逸脱していないことが大枠の条件となります。ご不安な場合は購入予定機器のカタログ等を持参のうえ、町までご相談下さい。
Ｑ４　申請は１人でもできるのか？
申請対象者の要件を満たしていれば１人でも可能です。ただし、複数人で共同使用する場合は、３戸未満の連名申請である必要があります。
Ｑ５　借りている農地への設置も対象になるのか？
借地の地権者の許可が取れていれば交付対象となります。土地の貸借契約書の写しを町へ提出してください。なお、柵等の設置に係る地権者の同意書の提出は必須ではありませんが、提出を求める場合もありますことをご了承ください。
Ｑ６　１人で２台以上を購入し申請することも可能か？
複数圃場に設置する場合、２台以上の購入も可能です。ただし、１人につき申請は一回限りですので、１台毎の申請を２回行う事はできません。申請後の増台は原則不可になります。また、複数台の購入であっても、補助金額の上限は12万円から変わりません。なお、予備機材（直ちに使用せず倉庫等に長期間保管しておく機材）の購入については補助対象外となりますのでご了承ください。

Ｑ７　ネット注文で見積書が発行されない場合はどうしたらよいか？
原則として見積書またはそれに類する書類が必要となりますので、発行が可能な通販事業者又は実店舗等でご購入ください。発行書類が要件を満たすか不安な場合は、事前に町へご相談ください。なお、ホームページのスクリーンショットやチラシのコピーは見積書に類する書類とはなりませんのでご了承ください。
Ｑ８　位置図（機材配置図）はどのようなものを用意すべきか？
ＧｏｏｇｌｅＭＡＰの航空写真などを用い、「どの圃場」に「どのような配置」で機材を設置するかが分かる図面を作成してください。特に支柱の購入本数の適正数算出の試算根拠としますので、可能な範囲でどこに支柱を立てるのかが分かるように記載をお願いします。作成が不安な場合は、町までご相談ください。
Ｑ９　「農業経営の実態を証明できる書類」で確定申告書の写しが例示されているが、どのような内容の確定申告書の写しでもいいのか？
確定申告書内の農業所得の欄に記載がある事（黒字赤字問わず）をもって、農業経営の実態があると判断させていただきます。農業所得の記載が無い場合は、実態が確認できないため交付対象外とさせていただきます。 証明書類として「農業関係資材購入に係る領収書」や「直売所や市場への出荷伝票」のみの提示では、農業経営の実態を証明できると言い難いため原則不可とさせていただきます。その他の書類で、農業所得が記載されている確定申告書の写しと同等以上の証明となると考える書類がある場合は、町までご相談ください。
Ｑ１０　耕作証明書はなぜ必要か？どこで取得するのか？
町内に耕作できる農地を所有していることの証明になります。役場３階の農業委員会で発行していますので、町への申請時に併せて取得申請してください。
Ｑ１１　申請書は郵送での提出でもいいか？
申請内容の確認を行う都合及び採択先着順の観点から、原則窓口提出をお願いいたします。やむ負えない理由等で郵送を希望される場合は、事前に町へご相談ください。
Ｑ１２　交付決定前に購入してもよいか？
申請が受理された場合、内部の審査を経て交付決定がなされます。交付決定以前に機器を購入した場合、補助金交付手続きを中止していただく場合もあります。

Ｑ１３　購入後、すぐに廃棄処分や売却をしてしまってもよいか？
当該補助事業は国・県が関与する補助制度となりますので、会計監査等専門機関による追跡調査が発生する場合があり、ヒアリングに召集される可能性もあります。町等へ相談せずに破棄した場合、その対応が不適切と判断された際は補助金の返還となる場合もありますのでご注意ください。物品の保有・活用を求められる期間としては、一つの指針として償却資産の法定耐用年数が例示される場合があります。
Ｑ１４　機材の購入後に、すぐに圃場に設置しなければならないのか？
原則としては、圃場に設置した後の全景写真等（購入した機材が全種確認できる枚数）を実績報告時に添付いただきます。 ただし、設置予定圃場が播種前で、設置後すぐに撤去し、播種完了後再設置するなど、特段の理由があると認められる場合は、購入機材の撮影のみで可とします。ただし、その際は購入した物品の個数が全て確認できるよう、農業振興課課員と協議のうえで支柱の本数やクリップの数等が確認できる写真を添付いただきます。また、必要に応じ納品内訳書の提出を求める場合もありますのでご了承ください。
Ｑ１５　購入後の手続きは何をするのか？
購入し、機器の撮影等が完了し次第、町へ実績報告書を提出いただきます。その後、補助金額確定通知を町から発送しますので、請求書を町へ提出し、町は指定口座に補助金を振り込んで手続きは終了となります。 実績報告書の提出時には、添付書類として「領収書等」「設置状況等を明らかにする写真（Q12 参考）」をお願いします。
Ｑ１６　実績報告はいつまでに実施するのか？
令和９年２月１９日までにお願いします。
Ｑ１７　補助金はいつごろ振り込まれる予定か？
令和９年３月上旬頃を予定しております。